

(写)

令和3年3月1日

厚生労働大臣

田村 憲久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 日野博愛

福祉・介護職員処遇改善加算等の特例的取扱いの継続をお願いします

平素より障害者福祉の増進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

貴省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発出した令和3年2月12日付事務連絡「令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」においては、福祉・介護職員処遇改善加算について、指定障害者支援施設が実施する生活介護に適用されていた加算率に係る特例を次年度から終了することが示されました。

これにより、処遇改善加算は、加算(I)の場合、実質的に現在適用されている加算率6.9%から、改定後の生活介護の加算率4.4%となり、加算額は本会会員施設(定員41名以上60名以下)の試算で、年間平均約360万円減となります。

さらに、福祉・介護職員等特定処遇改善加算についても、同様の取扱いがなされ、加算(I)の場合、現在適用されている加算率1.9%から、生活介護の加算率1.4%に引き下げられることとなり、加算額は本会会員施設(定員41名以上60名以下)の試算で、年間平均約70万円減となります。

処遇改善加算は、施設職員の処遇改善を目的として加算額に相当する賃金改善を行うために、また特定処遇改善加算は、技能・経験のある施設職員のさらなる処遇改善を目的として支給されています。本会会員施設においても、処遇改善加算は95%、特定処遇改善加算は83%が取得しておりますが、上記の改定がなされた場合、加算を財源に給与改善をすすめてきた事業者においては給与水準の低下を余儀なくされ、コロナ禍で奮闘している施設職員の士気の低下につながる懸念されます。

このような事態を回避する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、指定障害者支援施設で実施する生活介護に適用されていた加算率の特例的取扱いを継続していただくようお願いいたします。

(参考)

福祉・介護職員処遇改善加算の取扱いについて（生活介護）

現行の取扱い		令和3年度報酬改定後
生活介護の加算率	指定障害者支援施設において生活介護を行った場合(特例)の加算率 ⇒施設入所支援の加算率が適用	生活介護の加算率
加算(Ⅰ) 4.2%	加算(Ⅰ) 6.9%	加算(Ⅰ) 4.4%
加算(Ⅱ) 3.1%	加算(Ⅱ) 5.0%	加算(Ⅱ) 3.2%
加算(Ⅲ) 1.7%	加算(Ⅲ) 2.8%	加算(Ⅲ) 1.8%
加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ)×0.9%	加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ)×0.9%	加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ)×0.9%
加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ)×0.8%	加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ)×0.8%	加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ)×0.8%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて（生活介護）

現行の取扱い		令和3年度報酬改定後
生活介護の加算率	指定障害者支援施設において生活介護を行った場合(特例)の加算率 ⇒施設入所支援の加算率が適用	生活介護の加算率
加算(Ⅰ) 1.4%	加算(Ⅰ)(Ⅱ) 1.9%	加算(Ⅰ) 1.4%
加算(Ⅱ) 1.3%		加算(Ⅱ) 1.3%

※いずれの加算も特例的取扱いが終了することで、指定障害者支援施設で生活介護を行った場合でも、生活介護の加算率が適用されることとなる。